

請願 第18号

受付 平成29年 5月31日

付託 平成29年 6月 8日

若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願

紹介議員 遠山智恵子

・請願趣旨

現在、年金の支給は隔月となっておりますが、賃金（給料）は毎月支給で、電気料金など光熱費や家賃などの日常生活費のほとんどは毎月支払いです。年金生活者にとっては毎月支給されることで計画的な生活が成り立ちます。したがって年金を毎月支給するよう要求しています。

また、政府は年金支給開始年齢を68歳以上に引き上げることを検討しています。年金支給開始年齢の引き上げは現在も進行していますが、さらなる引上げは支給されるまで無収入となる者が生じることとなり大変大きな問題です。このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金に対する不信を増長させ年金制度への信頼が低下することにもつながります。

年金は、そのほとんどが消費に回るため年金支給開始年齢の引上げは地域経済と地方財政にも大きな影響を与えます。

いま必要なことは若者も高齢者も安心できる年金制度の実現です。このことから、次の請願項目の意見書を国会及び関係大臣に提出することを請願いたします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

・請願事項

1. 年金の隔月支給を毎月支給に改めてください。
2. 年金支給開始年齢の引き上げを実施しないでください。

平成29年5月31日

請願者代表

住所 取手市井野 665-4

氏名 全日本年金者組合取手支部

支部長 菅生 隆 ほか266人

取手市議会議長 殿